

唐礼継受に関する覚書

—地方における儀礼・儀式—

古瀬奈津子

-
- | | |
|--------------------|-------------------|
| はじめに | 2. 地方における儀礼・儀式の実態 |
| 1. 儀式書における地方の儀礼・儀式 | むすび |
-

論文要旨

日本古代における儀式の成立は、律令国家の他の諸制度と同様に、唐の影響なしには考える事はできない。しかし、律令の研究に比べると、唐礼の継受のあり方や唐礼との比較研究は遅れている状況にある。そこで、本稿においては、地方における儀礼・儀式について取り上げ、規定・実態の両面から唐礼との関係を考察し、唐礼継受の一侧面を明らかにしたい。

まず、平安時代初期に編纂された日本の儀式書には、唐礼とは異なり、地方の儀礼・儀式に関する規定がないことについて、その背景として、唐と比較すると日本の支配構造が中央集権的ではなく、官僚制が地方の末端まで徹底せず国司に委任された部分が多いことを指摘し、そのため中央で地方の儀礼・儀式の細則まで規定しなかったことを述べた。特に、平安初期以降は地方政治の国司請負体制が成立するので、この傾向はより顕著になる。地方における儀礼・儀式の細則については、平安初期以降、国ごとに国例が作成されたと考えられるが、日本の場合、諸国の例にあわせて国例が作られるため、中央で一律に統制しなくとも実際には大きな違いはなかったと推測される。

次に、地方における儀礼・儀式の実態をみていくと、『大唐開元礼』の将来や、遣唐使の実地の見聞が蓄積されたことなどによって、中央においては奈良時代末から平安時代初期にかけて儀式と儀式の場の唐風化が進み、唐礼継受の第2期を迎えるが、地方においても同様な状況を指摘できる。『下野国府跡出土木簡』にみえる「政始」の儀式が、『大唐開元礼』卷126の地方官初上儀の「判三條事」を継承したものであること、9世紀には国庁の前殿が消滅し、前庭が拡大したことなどをあげ、国司が儀式の唐風化を地方へ持ち込んだことを指摘した。